

市県民税／国民健康保険料／介護保険料の 申告相談を行います ～申告はお早めに～

市では、2月15日(月)から3月15日(火)まで、次頁の日程で申告相談を行います。

申告が必要な人は

今年1月1日現在、市内に住んでいる人のうち、前年中に次のような所得のあった人や所得控除を受けようとする人など

- 営業等、農業、不動産、配当、雑、一時などの所得があった人
- 給与所得者で、年末調整をしていない人やそれ以外の所得があった人
- 公的年金等の収入がある人で、それ以外の所得があった人
- 市県民税において医療費、社会保険料などの控除を受けようとする人

収入、所得がない人で、次のような人など

- 国民健康保険、介護保険の被保険者
- 所得課税証明が必要となる人

申告の必要がない人は

- 所得税の確定申告をする人
- 扶養に入っている人で、前年中に所得がなかった人
- 給与所得のみの人で、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されている人
- 給与所得または公的年金等のみの人のうち、源泉徴収票に記載されている内容から変更がない人

よくある質問

Q 保険料(税)納付済通知書兼口座振替済通知書が届きましたが、この納付済保険料は申告しなくても社会保険料控除を受けられますか。

A 窓口納付分や口座振替分の社会保険料は、申告しなければ控除されません。

納付済通知書は、確定申告や市県民税の申告で、社会保険料控除の申告額を確認するための資料です。窓口納付分や口座振替分に金額がある人は、申告することで、社会保険料が控除されます。特別徴収分のみ金額のある人は、申告しなくても市県民税については社会保険料が控除されます。また、次に該当する人は申告の必要がありません。

- ①既に所得税の確定申告や給与の年末調整などで控除を受けている人
- ②申告をしなくても市県民税の所得割が非課税の人

Q 平成27年中の公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金以外の所得金額が20万円以下でも市県民税の申告は必要ですか。

A 市県民税の申告は必要です。

上記の場合は、確定申告をする必要はなくなりましたが、市県民税は、原則としてすべての所得を申告する必要があります。また、源泉徴収票に記載されている内容から控除を変更する場合にも、市県民税の申告が必要です。なお、医療費控除などにより所得税の還付を受ける人は、確定申告をすることができます。その場合は、すべての所得を申告する必要があります。

申告に必要なもの

- ◎印鑑(認印)
- ◎所得の計算に必要な書類
 - ・給与や公的年金等の源泉徴収票(原本)
 - ・営業等・農業・不動産所得のある人は収支内訳書・帳簿など(必ず自分で作成しておいてください)
 - ・個人年金、報酬、配当、一時金などの支払調書や支払通知書など
 - ・その他所得のある人はその内訳を証明するもの
- ◎所得控除を受けるための書類
 - ・国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、生命保険料、地震保険料、寄附金などの領収書・控除証明書
 - ・障害者手帳など(障害者控除を受ける人のみ)
 - ・医療費の領収書など
 - ・その他控除を受けるために必要な証明書など
- ◎預金通帳など、申告者名義の口座番号がわかるもの(所得税の還付申告の場合)

申告のお願い

- ◎確定申告が必要な人で、青色申告をする人、住宅借入金等特別控除を受ける人、土地建物等や株式等の譲渡所得がある人などは、市の申告会場では受けられません。税務署または税務署主催の相談会場で申告してください。
- ◎医療費控除を受ける人は、控除対象となる医療費の総額を計算し、保険金などで補てんされる額を除いて医療費控除額を計算しておいてください。
※予防接種や健康診断など、「治療」を目的としていない費用は医療費控除の対象になりません。

平成28年度 市県民税・国民健康保険料など 申告相談日程

相談時間 9:00~12:00、13:00~16:00(受付9:00~11:30、13:00~15:30)※次表で特に指定している場合を除く。

相談会場 申告相談会場は次表のとおりです。混雑の状況によっては、その日の相談に応じられない場合もあります。時間に余裕をもってお越しください。また、なるべく公共交通機関をご利用ください。

■尾道総合会場

申告相談会場	日程	対象地区
総合福祉センター	2月24日(水)	全地域対象 (他の日程・会場で都合の悪い人を含む) ※市役所本庁では申告相談を行っていませんので、申告相談会場にお越しください。
	2月25日(木)	
	2月26日(金)	
	3月1日(火)	
	3月2日(水)	
	3月3日(木)	
	3月4日(金)	
	3月8日(火)	
	3月9日(水)	
	3月10日(木)	
	3月11日(金)	
	3月15日(火)	

■北部会場

申告相談会場	日程	対象地区
原田公民館	2月16日(火) 9:00~12:00	原田町
農村環境改善センター	2月17日(水)	木ノ庄町、美ノ郷町 (三成、猪子迫を除く)
御調文化会館 2階	3月1日(火)	午前:大原、公文 午後:綾目、山岡
	3月2日(水)	午前:大山田、千堂 午後:大田、下山田
河内公民館	3月3日(木)	午前:津蟹、福井、徳永、丸河南 午後:今田、植野、野間、丸門田
上川辺公民館	3月4日(金)	午前:菅、大塔、仁野、平木、大蔵、中原 午後:岩根、大町、三郎丸、白太、本
御調文化会館 2階	3月7日(月)	午前:貝ヶ原 午後:神、国守、高尾
	3月11日(金)	市、江田、釜窪、花尻、平
	3月14日(月)	上記日程で都合の悪い人
	3月15日(火)	

■向島会場

申告相談会場	日程	対象地区
サンボル尾道	2月15日(月)	向東町
	2月16日(火)	
向島公民館 2階 (市民センター むかいしま)	2月22日(月)	向島町
	2月23日(火)	
	2月24日(水)	
	2月25日(木)	
	2月26日(金)	
	3月7日(月)	
	3月8日(火)	
	3月9日(水)	
	3月10日(木)	
	3月11日(金)	
	3月14日(月)	
3月15日(火)		

■東部会場

申告相談会場	日程	対象地区
浦崎公民館	2月18日(木)	浦崎町
	2月19日(金)	
百島公民館	2月29日(月)	百島町

■因島会場

申告相談会場	日程	対象地区
因島市民会館	2月9日(火) 9:15~17:00 (受付9:15~16:00)	確定申告が必要な人で、青色申告をする人、住宅借入金等特別控除を受ける人、土地建物等や株式等の譲渡所得がある人など ◎尾道税務署主催の出張相談(10頁「尾道税務署からのお知らせ」もご覧ください)
	2月10日(水) 9:15~17:00 (受付9:15~16:00)	
三庄公民館	2月16日(火)	因島三庄町(2、3、5、6、7区)
	2月17日(水)	因島三庄町(1、4、8、9区) 因島棕浦町
中庄公民館	2月18日(木)	因島中庄町(釜寺、大山、室陣、天権、山口、光水、仁黒鹿浜、青影) 因島鏡浦町、因島外浦町
	2月19日(金)	因島中庄町(西浦、蘇功、丸池、徳永、新開) 因島大浜町
重井公民館	2月22日(月)	因島重井町
因島総合支所	3月4日(金)	因島土生町(安郷、荒神、長上、長下、宇和部、平木、塩東、一江ノ内、二江ノ内)
	3月7日(月)	因島土生町(塩南、塩北、赤上、新生、中央、郷、箱崎)
	3月8日(火)	因島田熊町(港、本町、中央、須鼻、西浜、金山)
	3月9日(水)	因島田熊町(竹長、西、中、東)
	3月10日(木)	上記日程で都合の悪い人
	3月11日(金)	
	3月14日(月)	
3月15日(火)		

■生口島会場

申告相談会場	日程	対象地区
瀬戸田市民会館	2月12日(金) 9:15~17:00 (受付9:15~16:00)	確定申告が必要な人で、青色申告をする人、住宅借入金等特別控除を受ける人、土地建物等や株式等の譲渡所得がある人など ◎尾道税務署主催の出張相談(10頁「尾道税務署からのお知らせ」もご覧ください)
瀬戸田支所	2月24日(水)	名荷、林、鹿田原、沢、中野
	2月25日(木)	
	2月26日(金) 9:00~12:00	名荷、林、鹿田原、沢、中野
	2月29日(月) 9:00~12:00	
	3月1日(火) 9:00~12:00	他の日程で都合の悪い人
	3月2日(水) 9:00~12:00	
	3月2日(水) 13:30~16:00	
	3月3日(木)	
生口島開発 総合センター	3月2日(水) 13:30~16:00	田高根、荻、宮原、御寺
いきいきサロン 東生口	3月3日(木) 9:00~12:00	因島原町、因島洲江町

■市民税課(☎0848-38-9154)
因島瀬戸田市民税係(☎0845-26-6227)



尾道市立市民病院 救急車の搬入・時間外診療を 一時的に制限します

市民病院では、電子カルテシステムのメンテナンスに伴い、次の期間、救急車の搬入ならびに時間外診療を一時的に制限します。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

■制限期間

2月20日(土)20:00～2月21日(日)8:00

☎市民病院庶務課(☎0848-47-1155)

消防救急デジタル 無線システム運用開始

消防用無線設備は、260MHz帯のデジタル通信方式で運用することになったため、4月1日(金)からの本格的な運用に向け、試験運用を開始しています。

消防救急デジタル無線システムの運用により、

○市販の無線機等で聞くことができないため個人情報保護されます。

○クリアな音声と相手先表示により確実な情報伝達で円滑な現場活動を統制します。

○大災害で被災した場合、緊急消防援助隊と情報共有を図り連携して災害に対応します。

「消防救急デジタル無線システム」を有効に活用し、誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりを目指します。

☎消防局通信指令課(☎0848-55-9120)

水道管にも防寒対策を

寒さが厳しくなると水道管が凍結して水が出なくなることがあります。もし、宅内の水道管が破裂してしまうと、修理費用は自己負担となります。

●凍結を防ぐには

市販の保温材や毛布・布などで水道管を覆い、ビニールテープを巻くなどの方法が有効です。毛布や布で覆う場合には、ぬれると逆効果になるので、ビニールをかぶせるなどしてください。

●凍結して水が出ない時には

蛇口にタオルなどを巻き、ぬるま湯をかけてゆっくりと溶かす方法が有効です。

●水道管が破裂した場合には

水道メーターのそばにある元栓(止水栓)を閉め、最寄りの市指定給水装置工事事業者または水道局にご連絡ください。

市指定給水装置工事事業者について、詳しくは市ホームページをご覧ください。

☎水道局(☎0848-37-8700)

水道局因島瀬戸田営業所
(☎0845-22-0499)

水道施設の更新計画

市民の皆さんに安心・安全で、安定的な水道水の供給を行うため、中長期的な視点に立って更新を行います。

■更新計画

計画期間 平成28年度から30年間
管路 1年で14km

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

☎水道局工務課(☎0848-37-8700)

尾道税務署からのお知らせ

■平成27年分の確定申告の相談および申告書の受付期間
【尾道税務署／9:00～17:00(受付9:00～16:00)】

●所得税および復興特別所得税 2月16日(火)～3月15日(火)
※還付申告については、1月1日以後、提出することができます。

●消費税および地方消費税 受付中～3月31日(木)
※土・日曜は申告の相談および窓口での申告書の受付は行っていませんので、ご注意ください。
なお、申告書は、郵送等または税務署の時間外取受箱への投函により提出可能です。

※申告会場は大変混み合いますので、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して郵送でご提出ください。

■出張相談会場の開設日程
【9:15～17:00(受付9:15～16:00)】

●因島地域
日程 2月9日(火)・10日(水) 場所 因島市民会館

●生口島地域

日程 2月12日(金) 場所 瀬戸田市民会館

■社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)

平成27年分の確定申告書には、個人番号(12桁)の記載は不要です。

※詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

☎

【マイナンバー制度について】

●マイナンバー総合フリーダイヤル(☎0120-95-0178)
／平日9:30～22:00、土・日・祝日9:30～17:30

【国税に関するマイナンバー制度の最新情報について】

●国税庁ホームページ ☎<https://www.nta.go.jp/>
※「社会保障・税番号制度<マイナンバー>」のバナーをクリックしてください。

【確定申告について】

●尾道税務署(☎0848-22-2131)

冬季の節電へのご協力のお願い

実施期間

3月31日(木)までの平日 9:00~21:00

■家庭の節電取り組みの例

- 重ね着をし、窓には厚手のカーテンを掛け、室温20℃を心がけましょう。
 - 電気カーペットは人のいる部分だけを温めるようにしましょう。
 - 電気の暖房機器を使う場合には、エアコンと電気ストーブ・ヒーターを使い分けましょう。
 - こたつは上掛けなどを活用し、暖気を逃がさないようにしましょう。
 - 温水洗浄便座の便座保温・温水の設定温度を下げ、不使用時はふたを閉めましょう。
 - お湯はコンロで沸かし、電気ポットの電源は切りましょう。
- これら以外にも節電・省エネをお願いします。

環境政策課(☎0848-38-9434)

20歳になったら国民年金～新成人の皆さんへ～

国民年金制度は、老後や不慮の事故に対しての生活保障を目的とした制度で、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人は全員加入する必要があります。

Q. 加入手続きはどうしたらいいですか。

A. 20歳の誕生日が近づくと、日本年金機構から国民年金加入の案内が送られます。学生や職場で加入する年金に入っていない人は、同封の「国民年金被保険者資格取得届」を提出してください。

Q. 収入が少ないので、保険料を納めることが困難です。

A. 申請の手続きをすることで、前年所得をもとに保険料の納付が猶予されます。学生には「学生納付特例制度」、学生でない30歳未満の人には「若年者納付猶予制度」があります。

この期間は将来受け取る年金額には反映されませんが、10年以内であればさかのぼって納付(追納)することができます。

Q. 保険料を納めないとどうなるのですか。

A. いざ年金をもらうとき、必要な資格期間を満たせていないために受給できなかったり、将来受け取る年金額が少なくなります。また、病気やけがで障害が残ったときや死亡したときに、障害基礎年金や遺族基礎年金が受給できない場合があります。

※詳しくは、お問い合わせください。

国民年金課(☎0848-38-9135)

住所変更などの手続きをする場合はマイナンバー(個人番号)の通知カードをお持ちください

転居や転入の手続きで住所が変わった場合
婚姻などで名前が変わった場合

通知カードの記載事項を変更しますので、住民登録地の市区町村窓口へ通知カードをお持ちください

個人番号カードの申請をした人への交付が始まります

- ・マイナンバーの通知カードと一緒に届いた個人番号カード交付申請書を利用して郵送で申請をした人
- ・パソコン・スマートフォンからオンラインで申請をした人

交付案内が届いた人は説明をよく読み、記載された期限までに交付場所にお越しください

個人番号カードの受け取りは大変混み合うことが予想されます。時間がかかると思われますので、時間に余裕をもってお越しください。



受け取りに必要なもの

- ・交付通知書(はがき)
- ・通知カード
- ・本人確認書類
- ・住民基本台帳カード(お持ちの人のみ)

本人確認書類	
A	運転免許証・旅券・顔写真付き住民基本台帳カード・在留カードなど 官公署が発行した顔写真の付いた証明書等で有効期限内のもの 有効期限がないものは交付等から10年以内のもの
B	Aをお持ちでない人は、名前と生年月日または住所が記載されたもの (例)健康保険証、年金手帳、社員証、学生証、預金通帳、医療受給者証

Aをお持ちでない場合は
Bから2点以上

※個人番号カードには暗証番号の設定が必要です。

署名用電子証明書	英数字6文字以上16文字以下 (英字は大文字のAからZまで。数字は0から9まで。英字・数字いずれも1つ以上。)
利用者証明用電子証明書	数字4桁
住民基本台帳 券面事項入力補助用	(同じ暗証番号を設定することもできます)

市民課(☎0848-38-9102)

「臨時福祉給付金」の申請期限は1月29日(金)まで

期限を過ぎますと給付金は支給されませんので、再度ご確認をお願いします。
 また、申請書提出後、申請書の不備や添付書類漏れがある場合においても、期限までに必ず提出してください。期限を過ぎてからの提出は受け付けられません。
 申請書を紛失した場合は、ご連絡ください。
申岡社会福祉課(☎0848-37-3600)



フクシカクニンジャ

清掃

～毎月1日は「門前清掃の日」です～

【尾道・御調・向島地区】 〇清掃事務所 (☎0848-48-2900)
 【因島地区(原・洲江含む)】 〇南部清掃事務所 (☎0845-24-0432)
 【瀬戸田地区】 〇南部清掃事務所瀬戸田分所 (☎0845-27-0454)

1月の「休日」のごみ持込受付(対象は家庭ごみです)

23日(土)	御調清掃センター	8:30～11:00
24日(日)	尾道市クリーンセンター	8:30～12:00
	南部清掃事務所	
	瀬戸田名荷埋立処分地	

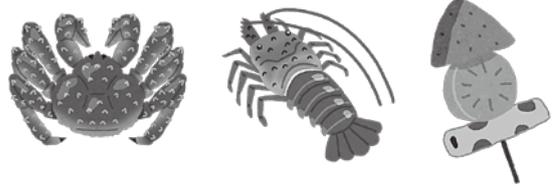
必ず分別をして持ち込んでください。(資源物・粗大ごみも含まれます。)
 ※向島クリーンセンター・因島リサイクルセンターは休日の持込受付はありません。

〇2月11日(木)(建国記念の日)のごみ収集

月・木曜が「もやせるごみの収集地域」のみ収集します。

※もやせるごみ以外の収集はお休みです。
 ※ごみ持込受付はありません。

〇カニやエビの殻・竹串など先がとがっている物については、新聞紙等で包むか、折るなどしてごみ袋から突き出さないようにして、ごみステーションへ出してください。



■料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。

☎電話

FAXファクス

✉電子メール

HPホームページ

申 申込先

問 問い合わせ先

国際交流コーナー

このコーナーは、国際交流に関するイベントや留学生等による文化の紹介・体験などを掲載します。

〇尾道市国際交流推進協議会事務局(秘書広報課内☎0848-38-9395)

岡山大学言語教育センター教授

イエン ナカムラ(アメリカ合衆国)

尾道で過ごした年月を振り返ると、英語教育を通して異文化理解に関わって来た私の半生に思い至ります。来日当時、日本での英語教育が私のライフワークと言うと外国人仲間から笑われたものですが、以来応用言語学を基に、私は日本での英語教育に半生を投じて参りました。現在は岡山大学で教えています。英語での相互交流型の講義にためらっていた学生たちが、学期末には驚くほど自信を持って流暢に話すようになるのを見るのは、教師としての面白さで、今も私の最高の喜びです。



100年前ハワイに渡った曾祖父に導かれるように、私が尾道に来て早30年余りが経ちました。アメリカを永住の地と決め日本文化をハワイに伝えた曾祖父とは逆に、私は尾道を永住の地と決め国境を越えた理解を育んでいます。1年半後に定年を迎えてもその志は変わらないでしょう。コンピューター、携帯電話の普

及に伴い、わずか30年の間に世界は驚くほど身近になり、地元の人々の異文化理解も大きく変わりました。来日当初は日系アメリカ人に違和感を抱く人も多く、片言の日本語で話す私は「変な外国人」ではなく「変な日本人」でしたが、今では日系アメリカ人の尾道人です。



尾道市は国際都市に生まれ変わろうとしています。英語版のガイドパンフレットが手に入り、英語メニューを備えているレストランもあります。アメリカ、イギリス他世界の国のインターネットサイトで観光地Onomichiが検索できます。大学の外国人同僚たちも、しばしば、しまなみ海道のサイクリングを楽しみにやってきました。ヨーロッパの人々のように、尾道の人たちが気楽に英語で彼らに話しかける日も近いことでしょう。